

る「保有している」が、具体的にどのような状態を指すものと解すべきかが問題となる。この点、本請求権が開示関係役務提供者が開示することのできる発信者情報について開示させる権利であることからすれば、「当該開示関係役務提供者が当該発信者情報について開示することのできる権限を有する」ことをいうと解することが適当である。従って、開示を行うことのできる権限を有すると認められる場合であれば、第三者に委託して顧客管理を行わせているような場合や他人の管理するサーバ内にデータが存在している場合であっても「保有している」に含まれることになる。他方で、「権限を有する」とは、単に開示等が可能だけでなく、その権限の行使が実行可能なものとして、開示関係役務提供者がデータの存在を把握していることも含むものであり、開示関係役務提供者の内部に存在する発信者情報であっても、体系的に保管されておらず、開示関係役務提供者としてはその存在が把握できないような場合には、「保有している」とはいえないこととなる。

※ 上記行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律^{vi}においても、「保有」しているかどうかは、実際に情報について開示等の権限を有しているかどうかによって決するべきものと考えられているところである。

④ 「発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものに該当するものをいう。以下同じ）」

本法律の規定により開示の対象となる発信者情報は、「当該情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものに該当するもの」として定義づけられる。

発信者の特定に資する情報とは、発信者を特定（識別）するために参考となる情報一般を意味し、このうち、開示請求をする者の損害賠償請求等を可能とするという観点から、その相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報が、総務省令において限定列挙されることとなる。被害者の権利行使の観点からは、なるべく開示される情報の幅は広くすることがのぞましいことになるが、一方において、発信者情報は個人のプライバシーに深く関わる情報であつて、場合によっては通信の秘密として保護される事項であることにかんがみると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが、相当はいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。

しかしながら、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、開示関

^{vi} 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第4条第1項

個人情報ファイルを保有する（自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成し、又は取得し、及び維持管理することをいい、個人情報の電子計算機処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含み、他からその委託を受けてする場合を含まない以下同じ。）に当たっては、法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。